

4月の相談

☐ 開催日 時 時間 所 場所 予 予約受付 問 問い合わせ先

弁護士による法律相談(要予約) 3日(木)、17日(木)

時 13:30～16:30 所 市役所 1 階 相談室
予 1カ月前から 問 市民生活課 ☎ 22-1116
※内容により、お受けできない場合があります。 ※1人20分まで。

行政相談委員による行政相談 8日(火)、22日(火)

時 9:30～11:30 所 市役所 2階 207会議室(8日)
1階 110会議室(22日)
問 市民生活課 ☎ 22-1116 ※1人20分まで。

司法書士による法律相談(要予約) 18日(金)

時 14:00～16:00 所 ひまわり会館
問 徳島県司法書士会 ☎ 088-657-7191(相談予約電話)
※ご予約は4月1日(火)から ※1人30分まで。

消費生活相談(来所時は要電話) 平日

時 9:30～16:30 所 市役所 2 階
問 消費生活センター ☎ 24-3251

特設人権相談 9日(水)

時 13:30～16:00 所 加茂谷公民館、宝田公民館
問 人権・男女共同参画課 ☎ 22-3094

人権相談 16日(水)

時 13:30～16:00 所 ひまわり会館
問 人権・男女共同参画課 ☎ 22-3094

女性のための生き方なんでも相談(要予約)

☐ 1・8・15・22日 時 13:00～16:00
☐ 11・25日 時 10:00～12:00、13:00～16:00
所 市役所5階 相談室 予 随時
問 相談予約電話(人権・男女共同参画課) ☎ 22-0361

年金相談(要予約) 今月の相談日はありません

時 9:30～15:30 所 市商工業振興センター
予 相談日の前月1日から電話による完全予約制
問 徳島南年金事務所 ☎ 088-652-1511
※5月の相談日は8日(木)です。

心配ごと相談 7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)

時 10:00～15:00 所 ひまわり会館 1 階
問 社会福祉協議会 ☎ 23-7288

空き家・空土地有効活用相談会(要予約) 8日(火)

時 10:00～12:00 所 市役所 2 階 市民交流ロビー
予 4日(金)までに
問 徳島県宅地建物取引業協会阿南・海部支部
☎ 090-2892-9286 または住宅課 ☎ 22-3431

中小企業の経営相談会(要予約) 17日(木)

時 10:15～18:00 所 光のまちステーションプラザ
予 前日までに徳島県よろず支援拠点へ
問 徳島県よろず支援拠点 ☎ 088-676-4625
または商工戦略課 ☎ 22-3290

4月の夜間・休日診療

軽症でも急いで治療の必要がある場合、次の医療機関で受診できます。

●休日昼間 9:00～17:00

日	医療機関名	所在地	問い合わせ
6日	阿南天満病院	宝田町	☎ 23-0551
13日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
20日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
27日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
29日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200

※必ず事前に当番医療機関に電話で確認してから受診してください。
当日変更する場合があります。

●夜間(毎日)の当番 18:00～22:00(日曜祝日は17:00～)

当番医療機関の問い合わせは
阿南市消防本部 ☎ 22-1120
音声案内 ☎ 22-9999まで
または阿南市医師会ホームページをご覧ください。
※阿南市夜間休日診療所は健康づくりセンター内にあります。

●小児救急医療体制

受入日や時間帯は徳島県ホームページ「医療とくしま」
にてご確認ください。

防災行政無線の自動電話応答サービス ☎ 28-9000

防災行政無線からの放送内容を電話で確認することができます。
通話料は利用者の負担になります。

4月の市税

- 固定資産税(第1期・全期)
納期限は、4月30日(火)です。納め忘れのないようにしましょう。

4月の延長・日曜窓口

市税の納付および分納等の納税相談を受け付けています。

※課税内容のご相談については、平日開庁時間内に対応しています。

延長窓口 16日(水) 17:15～19:15
正面玄関からお越しください。

日曜窓口 27日(日) 8:30～17:00
東玄関からお越しください。

問い合わせ 税務課納税係 ☎ 22-1792

4月の平日延長窓口

2日(水)、16日(水) 17:15～18:15

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本(広域交付は除く)、身分証明書、所得証明書、所得課税証明書、市・県民税公課証明書、軽自動車税納税証明書の交付

(※時間延長時は、住民異動・印鑑登録・申告等は行っていない※)

問い合わせ 市民生活課 ☎ 22-1116